

物件説明書（物件番号 1）

【建物等解体撤去条件付き物件】

予 定 価 格 (最低売却価格)	13,310,000円	入札保証金	670,000円
---------------------	-------------	-------	----------

※ 本物件の予定価格（最低売却価格）は、建物や工作物等（自転車置場、ブロック基礎を含む）の解体撤去費に相当する額（市場価格）を、土地（更地）の価格から減額し、土地価格のみで算定しています。よって、取引に係る消費税及び地方消費税はかかりません。

所 在 地	福山市田尻町字沖新涯 2333 番 10			
住 居 表 示	福山市田尻町 2333 番地 10			
地 積	517.93 m ² (公簿)	517.93 m ² (実測)	地目 宅地	
形 状 等	間口約 26.6m、奥行約 18.0mの一部不整形な長方形地			
接 面 道 路 の 幅 員 等	北東側約 6.0mの市道（田尻 56 号線）に接面			
都 市 計 画 法 等 の 制 限	用 途 地 域	第 1 種 住 居 地 域		
	建 ぺ い 率	60%	そ の 他 宅地造成等工事規制区域 建築基準法第 22 条区域	
	容 積 率	200%		
【解体撤去 の対象】 未登記建物 ①	集 会 所	建 築 年	1973 年 (昭和 48 年) 新築	
		構 造	木造鉄板瓦棒葺 2 階建	
		床 面 積	194.19 m ²	
【解体撤去 の対象】 未登記建物 ②	集 会 所 (増築分)	建 築 年	1989 年 (平成元年) 新築	
		構 造	木造鉄板瓦棒葺 2 階建	
		床 面 積	142.01 m ²	
【解体撤去 の対象】 未登記建物 ③	倉 庫	建 築 年	新築年月日不詳	
		構 造	木造鉄板瓦棒葺平家建	
		床 面 積	9.97 m ²	
供 給 処 理 施 設 の 状 況	上 水 道	有	都 市 ガ ス	無
	下 水 道	有		
交 通 機 関	JR 山陽本線「福山」駅まで約 8.7 km トモテツバス「田尻郵便局前」停留所まで約 0.5 km (続きあり)			

公共機関等	市役所	福山市役所	約 8.7 km	交 番	鞆交番 約 7.8 km
	小学校	高島小学校	約 0.1 km	消 防	福山南消防署 約 3.4 km
	中学校	水呑向丘中学校	約 2.0 km	郵便局	田尻郵便局 約 0.3 km
契約条件等	<p>・本入札は、建物等の解体撤去費に相当する額と自転車置場及びブロック基礎の撤去費用を減額した「土地価格」で執行します。</p> <p>【建物等の解体撤去】</p> <p>・落札者は、本物件の売買契約締結の日から原則 1 年以内に、本物件内にある建物及びその付帯設備並びに工作物、構造物及び地下埋設物（その他一切の動産を含む。以下「建物等」という。）を、落札者の費用と責任において全て解体及び撤去（以下「解体撤去」という。）しなければなりません。</p> <p>・本物件の引渡しにおいて、建物等の管理責任は落札者にあるものとし、落札者は建物等の解体撤去が完了するまで、善良な管理者の注意をもって建物等を管理しなければなりません。この場合に必要な一切の費用は落札者の負担とします。</p> <p>・落札者は、建物等の解体撤去が完了したときは、速やかにその旨を書面により福山市資産活用課に報告しなければなりません。</p> <p>・落札者は、解体撤去（工事着手までの管理を含む。）以外の目的により、建物等を使用してはなりません。</p> <p>・落札者は、建物等の解体撤去を行うにあたっては、関係法令等を遵守の上、通行（歩行者及び車両）の妨げとならないよう配慮するとともに、安全確保のための対策を適切に講じなければなりません。</p> <p>・落札者は、建物等の解体撤去に際し、防音シート等の設置による騒音及び振動の防止対策並びに散水による粉塵対策等を行い、近隣の住民及び施設等に迷惑を及ぼすことのないよう配慮するとともに、振動等による付近の建物等への影響を考慮し、事前に工事の内容・範囲等を関係者に通知・説明するなど、落札者の費用と責任において十分な対策を講じなければなりません。</p> <p>・落札者は、建物等の解体撤去を行うにあたり、当該建物等にアスベスト含有建材が使用されていることが判明した際は、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）その他の関係法令等に従い、適正にアスベストに係る粉塵対策を講じ、その処理を行わなければなりません。</p> <p>・落札者は、建物等の解体撤去に関し第三者から苦情又は異議の申立てがあったときは、落札者の費用と責任において解決しなければなりません。この場合において、第三者に危害又は損害を与えた場合は、落札者はその責めを負わなければなりません。</p> <p>・落札者は、建物等の解体撤去に伴い官公署等との協議又は届出等の必要が生じたときは、落札者の責任において対応しなければなりません。</p> <p style="text-align: right;">（続きあり）</p>				

	<p>【処分等の制限】</p> <p>・落札者は、本物件内にある建物等の解体撤去を完了するまでの間は、本物件（建物等を含む。以下同じ。）の所有権を第三者に移転し、又は本物件に地上権、質権、使用貸借による権利若しくは賃借権その他の使用収益を目的とする権利の設定をしてはなりません。</p>
事前協議等	<p>・本物件については、地下埋設物調査は実施していません。特段の埋蔵文化財及び地下埋設物の存在は、把握していませんが、地中に工作物等の残留物が存在する場合は、すべて落札者に帰属します。</p> <p>・本物件については、水道管及び下水道管が埋設されていることは確認しています。担当部署は、福山市上下水道局お客さまサービス課（給水担当及び排水設備担当）になります。</p> <p>・本物件について、開発行為を行う場合は、当該開発行為等に係る許可の技術的基準について、福山市都市計画課と事前に協議してください。</p> <p>・本物件は、景観計画区域内です。大規模行為に該当する場合は、福山市都市計画課に届出が必要です。</p> <p>・本物件は、宅地造成等工事規制区域内です。宅地造成を行う場合は、福山市農林整備課と事前に協議してください。</p> <p>・本物件において、東側に側溝があります。この側溝上に新たに蓋掛けをするなどして利用する場合は、申請が必要となります。また、当該蓋掛けの使用に伴い、「福山市溝渠使用料」の納付が必要となる場合があります。</p> <p>なお現在、接面する市道からの進入用として、東側側溝上に鉄製床版による蓋掛けをしていますが、これは担当部署の許可を得て設置したものではありません。落札者（新所有者）において担当部署に協議・申請するなど、適正な手続きを行ってください。担当部署は、福山市土木管理課になります。</p> <p>・本物件の利活用等に当たっては、法規制等を必ず遵守し、隣接土地所有者及び地域住民等地元関係者との調整又は協議等の必要が生じたときは、全て落札者の費用と責任において誠実に対応してください。</p>
参考事項	<p>・本物件は、従前、高島交流館として利用されていた物件です。</p> <p>・本物件は、旧耐震基準で建築されているため、耐震性を有していない可能性が高いです。</p> <p>・本物件について、過去漏水の有無について把握していません。売買後に漏水が発見された場合においても落札者（新所有者）にて発生する費用や手続を対応していただきます。</p> <p>・本物件内（土地）内には、自転車置場が設置されています。</p> <p>・本物件の南東側に隣接する田尻町字沖新涯 2333 番 24 について、福山市危機管理防災課所管の土地です。当敷地内には、防災行政無線子局があり、災害時発生時に放送を行うことがあります。また、年 5 回程度の放送テストを行います。</p> <p>・本物件は、津波災害警戒区域に該当します。</p> <p style="text-align: right;">（続きあり）</p>

- ・本物件は、高潮浸水想定（想定最大）1m以上5m未満になります。
- ・本物件（建物）内に保管している備品や動産類は、現況で引き渡します。
- ・本物件（建物）は、建築後相当年数が経過しているため、老朽化しており、多くの建築設備等は劣化又は故障しています。
- ・本物件（建物）については、構造耐力上の安全性に関する専門的な調査を実施しておりません。
- ・本物件（建物）については、アスベストの調査は実施しておりませんが、建築年より、アスベストが使用されているものと思われます。
- ・物件の引渡日現在において、本物件上にある一切の動産類及び工作物等は、全て落札者に帰属します。
- ・本物件（土地）については、地下埋設や土壌汚染に係る専門的な調査は実施しておりません。地中に工作物等の残留物が存在する場合は、全て落札者に帰属します。